

秋田県条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年七月十三日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第四十三号

秋田県条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

（ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の書類の電磁的記録等による保存）

第三十二条 条例第九十五条第二項の規定によりゴルフ場利用税関係書類（同項に規定するゴルフ場利用税関係書類をいう。以下この条において同じ。）に係る電磁的記録の保存をもつて当該ゴルフ場利用税関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、当該ゴルフ場利用税関係書類

について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合にあつては地方税法施行規則第二十五条第三項において準用する同条第一項

の規定の例により、当該

ゴルフ場利用税関係書類に記載されている事項を条例第九十五条第二項に規定する装置

により電磁的記録に記録する場合にあつては電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特別に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第二

条第六項から第九項まで及び第十一項の規定の例により、当該

ゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。  
2 条例第九十五条第二項の規定によりゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該ゴルフ場利用税関係書類の保存に代えようとする特別徴収義務者は、地方税法施行規則第二十六条第二項において準用

改正前

（ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の書類の電磁的記録等による保存）

第三十二条 条例第九十五条第二項の規定により電磁的記録による保存の承認を受けている

特別徴収義務者は、

当該承認を受けている同条第一項の規定により保存しなければならない書類（以下この条において「ゴルフ場利用税関係書類」という。）について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合にあつては地方税法施行規則第二十五条（第一号、第二号及び第五号）に係る部分を除く。）の規定の例により、当該承認を受けているゴルフ場利用税関係書類に記載されている事項を条例第九十五条第二項に規定する装置（第六項第八号において「スキャナ」という。）により電磁的記録に記録する場合にあつては

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特別に関する法律施行規則（平成十年大蔵省令第四十三号）第三

条第五項から第七項まで

の規定の例により、当該承認を受けているゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の保存をしなければならない。  
2 条例第九十五条第二項の規定により電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認を受けている

特別徴収義務者は、地方税法施行規則第二十五条（第三号に係る部分

する同条第一項  
規定の例により、当該  
に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存  
をしなければならない。

3 条例第九十五条第三項に規定する規則で定める場合は、同条第  
二項の規定によりゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の保  
存をもつて当該ゴルフ場利用税関係書類の保存に代えている特別  
徴収義務者の当該ゴルフ場利用税関係書類の全部又は一部につい  
て、同条第一項の規定による保存期間の全期間（電子計算機出力  
マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えよ  
うとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力マイクロ  
フィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代えようとする  
場合とする。

4 第二項の規定は、条例第九十五条第三項の規定によりゴルフ場  
利用税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィ  
ルムによる保存をもつて当該ゴルフ場利用税関係書類に係る電磁

に限る。）及び第二十六条第一項（各号に係る部分に限る。）の  
規定の例により、当該承認を受けているゴルフ場利用税関係書類  
に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存  
をしなければならない。

3 条例第九十五条第三項に規定する規則で定める場合は、次に掲  
げる  
場合とする。

一 条例第九十五条第二項の規定により電磁的記録による保存の  
承認を受けているゴルフ場利用税関係書類の全部又は一部につ  
いて、同条第一項の規定による保存期間のうち同条第四項の申  
請書（以下この条において「申請書」という。）に記載するこ  
とによりあらかじめ特定する期間が経過した日以後の期間（電  
子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録  
の保存に代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計  
算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保  
存に代えようとする場合

二 条例第九十五条第二項の規定により電磁的記録による保存の  
承認を受けているゴルフ場利用税関係書類の全部又は一部につ  
いて、同条第一項の規定による保存期間の全期間（電子計算機  
出力マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に  
代えようとする日以後の期間に限る。）につき電子計算機出力  
マイクロフィルムによる保存をもつて電磁的記録の保存に代え  
ようとする場合

4 第二項の規定は、条例第九十五条第三項の承認を受けている

的記録の保存に代えようとする特別徴収義務者の当該  
ゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力  
マイクロフィルムによる保存について準用する。

(減免申請等)

第四十六条の四 条例第三百三十四条第三項の規定により種別割の減免の申請をしようとする者は、当該種別割の納期限まで(条例第二百二十七条第二項の規定により証紙をもつて種別割を納付すべき者又は条例第二百二十七条の二の規定の適用を受ける者にあつては、条例第三百三十条第一項第一号又は第二号の規定による申告書を提出する時)に、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を総合県税事務所に提出するとともに、当該減免に係る身体障害者等の身体障害者手帳等及び自動車を運転する者(以下この条において「運転者」という。)の運転免許証を提示しなければならない。ただし、前年度において条例第三百三十四条第一項又は第二項の規定による種別割の減免を受けた自動車について引き続き種別割の減免を受けようとする者は、身体障害者手帳等の再交付があつたとき又は次に掲げる事項について前年度に申請したところと異なるとき(運転者の運転免許証の有効期間の更新を受けたことにより第五号に掲げる事項について変更があつた場合及び自動車を変更することなく当該自動車の登録番号を変更したことにより第七号に掲げる自動車の登録番号について変更があつた場合を除く。)を除き、身体障害者手帳等及び運転者の運転免許証の提示を要しない。

一〜八 略

2〜5 略

6 前項の規定による申出書の提出があつた場合において、当該申出に係る自動車について種別割の賦課決定があつたときは、第一項の規定による申請書の提出があつたものとみなす。この場合において、第三項の規定は、適用しない。

特別徴収義務者の当該承認を受けているゴルフ場利用税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力  
マイクロフィルムによる保存について準用する。

5〜12 略

(減免申請等)

第四十六条の四 条例第三百三十四条第三項の規定により種別割の減免の申請をしようとする者は、当該種別割の納期限まで(条例第二百二十七条第二項の規定により証紙をもつて種別割を納付すべき者又は条例第二百二十七条の二の規定の適用を受ける者にあつては、条例第三百三十条第一項第一号又は第二号の規定による申告書を提出する時)に、次に掲げる事項を記載した別に定める様式による申請書を総合県税事務所に提出するとともに、当該減免に係る身体障害者等の身体障害者手帳等及び自動車を運転する者(以下この条において「運転者」という。)の運転免許証を提示しなければならない。ただし、前年度において条例第三百三十四条第一項又は第二項の規定による種別割の減免を受けた自動車について引き続き種別割の減免を受けようとする者は、身体障害者手帳等の再交付があつたとき又は次に掲げる事項について前年度に申請したところと異なるとき(運転者の運転免許証の有効期間の更新を受けたことにより第五号に掲げる事項について変更があつた場合

を除く。)を除き、身体障害者手帳等及び運転者の運転免許証の提示を要しない。

一〜八 略

2〜5 略

6 前項の規定による申出書の提出があつた場合において、当該申出に係る自動車について種別割の賦課決定があつたときは、第一項の規定による申請書の提出があつたものとみなす。

様式第七号その四の二中「委任状が発せられ、その日から起算して10日を経過した日」を「審期限」に改める。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。ただし、第四十六条の四第一項及び第六項並びに様式第七号その四の二の改正規定は、公布の日から施行する。